

広島大学旧理学部 1 号館の保存・活用に係る技術検討業務基本仕様書

1 業務名

広島大学旧理学部 1 号館の保存・活用に係る技術検討業務

2 業務の目的

本業務では、かつての学都広島としての歴史を象徴する建物であり、また被爆建物でもある旧理学部 1 号館の保存・活用を図りながら、広島の平和に関する「知の拠点」として再生するため、「被爆建物としての保存」と「平和に関する教育研究等の拠点としての長期的な活用」の二つの視点から、補修方法の検討やライフサイクルコストの試算、保存範囲・平面計画（案）の検討・評価を行うことを目的とする。

3 業務場所

広島大学旧理学部 1 号館
中区東千田町一丁目（別紙参照）

4 業務期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 28 日（火）まで

5 業務内容等

(1) 旧理学部 1 号館の価値の所在の確認

旧理学部 1 号館に残されている被爆建物や学都広島の象徴としての歴史的な価値及び建物の外観や内装等における意匠的な価値などについて、保存することとなっている正面部分を中心に所在の確認を行う。

ア 平面図・断面図について、既往図と現地との照合を行い必要に応じて修正する。立面図は実測せず既往図と写真等から作成、現地確認にて概略の仕上表・建具表を作成する。

イ 現存する史料（図面・写真等）及び現地調査により、可能な範囲で歴史的な価値及び建築意匠的な価値などが残されている範囲を特定する。

ウ 外壁タイルについて、目視によって被爆当時のタイル、改修材が含まれると想定される場所の中からタイルを採取（地上から採取可能な範囲で2か所程度）し、サイズ・外観形状・裏足形状等を把握するとともに、古写真・類似事例との比較や放射線測定等により被爆したタイルか否か特定する。

(2) 長期的な活用の検討

ライフサイクルコストや施設供用中の維持管理を念頭に、平和に関する教育研究等の拠点としての長期的な活用を図るために必要となる構造・安全性の検討を行う。

ア 中性化対策について、実施の必要性、対策方法及び範囲について検討を行う。

イ コンクリートの強度回復について、実施の必要性、対策方法及び範囲について検討を行う。

ウ 外壁タイルについて、具体的な保存・補修方法の検討を行う。

(3) 保存範囲・平面計画（案）の検討等

「被爆建物としての保存」と「平和に関する教育研究等の拠点としての長期的な活用」の二つの視点を踏まえた保存範囲・平面計画（案）の検討等を行う。

ア (1)及び(2)の検討結果を踏まえ、後記7(1)で検討した保存範囲（3ケース）について、発注者が提供する基本的な条件（必要となる諸室の数や規模、使用用途など）を基に、保存範囲・平面計画（案）を作成する。ただし、作業に当たっては、あらかじめ発注者と協議の上実施する。

イ アで作成した3ケースの保存範囲のうち、平成25年度に耐震診断を実施している1ケース（後記7(4)）以外の2ケースについて、後記7(4)の結果を基に耐震診断を行う。（診断回数：2次診断）

ウ イの耐震診断結果、概略の補強方法及び施工方法を考慮した改修計画案を検討する。

エ ア～ウで整理した保存範囲・平面計画（案）それぞれについて以下の検討を行う。

- ・概算工事費及び中長期的な概算改修工事費や維持管理費（ライフサイクルコスト）の算出

- ・整備スケジュールの検討

オ ア～ウで整理した保存範囲・平面計画（案）それぞれについて以下の検討を行う。

- ・隣接する公園等との連続性も踏まえ、敷地全体(接道を含む)の整備方針の検討

- ・施設用途に対して想定される、建築基準法等への適合性の検討、設備的その他計画上の課題の整理と対応方法の検討

カ ア～ウで整理した保存範囲・平面計画（案）それぞれについて、「被爆建物としての保存」と「平和に関する教育研究等の拠点としての長期的な活用」という二つの視点から、エ及びオの検討を踏まえ、総合的な評価を行う。

(4) 専門家等への意見聴取

保存範囲の検討や改修計画の方針を定める際の参考とするため、建築史・構造分野等の学識経験者・専門家（4名程度）に対し意見聴取などを行う。

なお、意見聴取は2回程度を予定している。

6 成果物について

(1) 本業務は、電子納品対象業務とする。

(2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。

成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）2部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。

(3) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

- (4) 成果物として、5の内容を整理した報告書を作成し、提出する。
 - ・業務報告書 2部
 - ・業務記録書 一式
 - ・その他関係資料 一式

7 貸与する資料

- (1) 広島大学旧理学部1号館の保存・活用に係る基本計画策定支援業務報告書（令和2年2月）
- (2) 広島大学旧理学部1号館レイアウト検討業務報告書（平成30年3月）
- (3) 広島大学旧理学部1号館安全対策等工事完成図（平成31年3月）
- (4) 広島大学旧理学部1号館耐震診断報告書（平成26年3月）
- (5) 広島大学旧理学部1号館の中性化および鉄筋腐食に関する調査報告書（平成20年5月）
- (6) 広島大学旧理学部1号館耐震診断報告書（平成19年8月）
- (7) 広島大学旧理学部1号館建物診断調査報告書（平成7年3月）
- (8) その他必要となる資料について協議の上、貸与する。

8 その他

- (1) 受注者は、発注者と十分に協議の上、業務を遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、建築基準法その他関係法令を遵守して業務を遂行しなければならない。
- (3) 受注者は、次に示す資料のほか、広島大学本部跡地の活用に係るこれまでの検討の経緯を十分に理解した上で、業務を遂行しなければならない。
 - ・広島大学旧理学部1号館の保存・活用方針（平成29年3月）
 - ・平和に係る教育・研究の導入機能等についての取りまとめ（平成30年11月）
 - ・コミュニティスペースの導入機能等についての取りまとめ（平成30年11月）また、業務の前提となるこれまでの調査報告書を活用すること。（7 貸与する資料参照）
- (4) 受注者は、作業計画の立案及び工程管理などを統括する者として管理技術者を選任するものとする。なお、管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の一級建築士の資格を有する者とする。
- (5) 受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の了解を得ずして他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。
- (7) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めない事項について、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出するものとする。
- (8) 本業務における打合せは、着手時、中間時（3回程度）、成果物提出時を予定している。なお、業務着手時及び成果物提出時の打合せ協議には、管理技術者が立ち会うこと。

- (9) 本業務において打合せ、専門家への意見聴取等を行う場合は、必要な資料を作成すること。
- (10) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、協議に応じること。
- (11) 敷地へは東千田公園を介して出入りすることになるため、車両で進入する場合は事前に公園管理者の許可を得ること。また、公園内の石畳を破損しないよう留意し、石畳を破損した場合は、受注者の責任において現況復旧を行うこと。
- (12) 建物は、現在使用しておらず、電気、上下水道等は使用できないため、電源等が必要な場合は受注者が確保すること。また、建物の周囲に設置しているフェンスの内側は立入を禁止しており、24時間機械警備を行っているため、業務に当たり警備解除が必要な場合は、事前に発注者と打合せを行うこと。